

# マイナンバーカードの健康保険証利用について

# マイナンバーカードの健康保険証利用

- マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにする「オンライン資格確認システム」の本格運用が、令和3年10月20日から開始された。
- コロナ禍において、人との接触を最小限に本人確認と保険資格の確認が一度に可能となるほか、保険医療機関等が、過去の薬剤情報や特定健診結果を閲覧する(本人の同意が必要)ことで、よりよい医療の提供が可能に。



いつもの通院等が便利に！



こんなところも簡単・便利に！

特定健診や薬の情報をマイナポータルで閲覧できる

マイナポータルからe-Taxに連携し、確定申告が簡単に

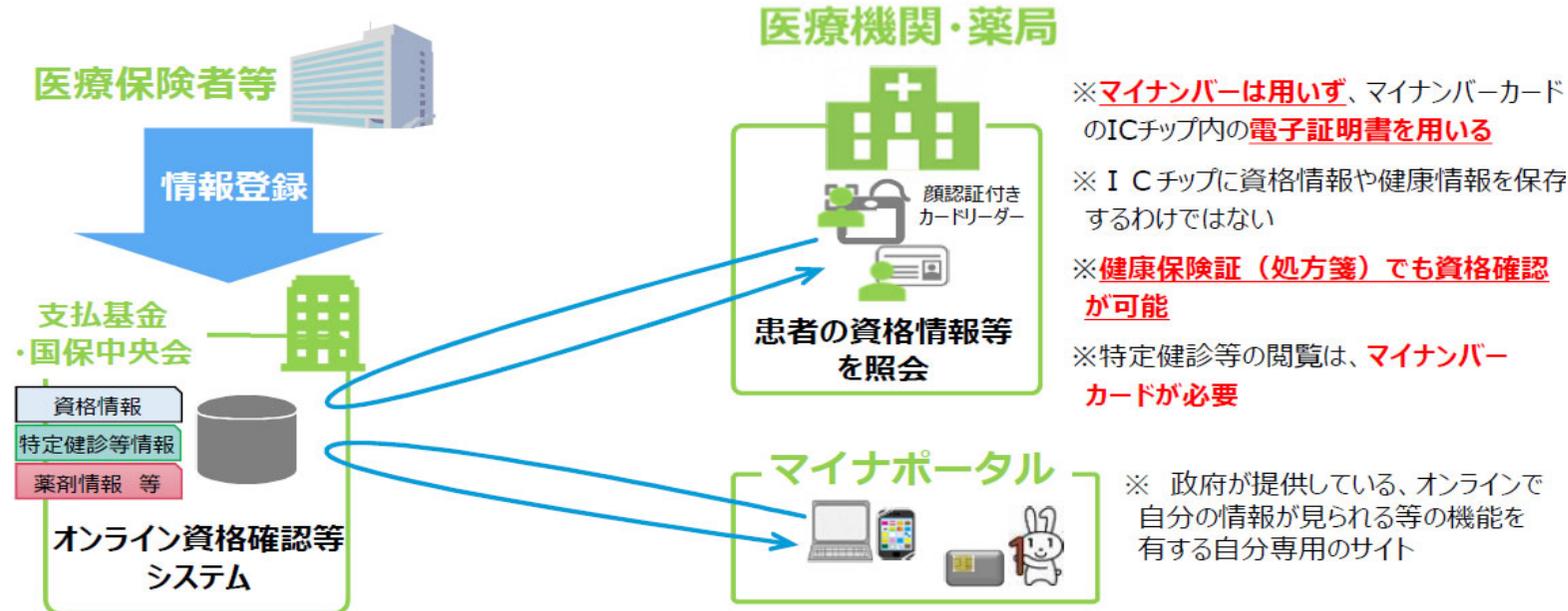
健康保険証としてずっと使える

# オンライン資格確認システムのメリット

## 【被保険者、医療機関・薬局及び保険者それぞれの主なメリット】

被保険者(組合員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカードを用いて、特定健診情報等、薬剤情報、医療費通知情報の閲覧が可能。</li> <li>限度額適用認定証等がなくても、窓口での限度額以上の一時的な支払が不要。</li> <li>転職等のライフイベント後でも、引き続き健康保険証として使用可能(共済組合への届出は必要)。</li> </ul>
医療機関・薬局	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院システムへの資格情報の入力の手間が軽減され、誤記リスクが減少。</li> <li>レセプトの返戻を回避でき、患者等への確認作業が減少し、未収金も減少。</li> <li>患者の同意を得て、特定健診情報等や薬剤情報を閲覧することにより、より適切な医療の提供が可能。</li> </ul>
保険者(共済組合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格喪失後の被保険者証の使用が抑制。</li> <li>資格喪失や異動後の資格情報の照会など過誤請求の事務負担処理が減少。</li> <li>レセプトにかかる保険医療機関等との調整が減少。</li> </ul>

## 【オンライン資格確認システムの概要図】



(参考1) オンライン資格確認の導入状況  
(令和4年2月20日時点)

医療機関・薬局におけるオンライン資格確認運用開始施設数

⇒ 28,228施設(12.3%)

顔認証付きカードリーダー申込数

⇒ 130,596施設(57.0%)

令和元年9月デジタルガバメント閣僚会議決定により、「概ね全ての医療機関等での導入(令和5年3月末)を目指す」とこととされている。

(参考2) 健康保険証の利用の登録  
(令和4年2月20日時点)

⇒ 7,388,039件

(マイナンバーカード交付枚数に対する割合: 13.8%)